

茨城県国民保護計画の改定（案）について

1 改定する計画

茨城県国民保護計画

2 改定の背景

国民の保護に関する基本指針の変更（平成 25 年 3 月）

3 主な改定ポイント

(1) 情報伝達手段関係

- 国からの警報等を市町村等へ伝えるための手段として、新たにエムネット及びJアラートを追加。 更

(2) 避難関係

- 県域を超える場合については、原則として、避難先都道府県に対する事務委託を実施。 新
- 大規模集客施設等については、施設の特性に応じた必要な避難対策を実施。 新
- 武力攻撃原子力災害の場合における対応を修正。 更
 - ア P A Z（約 5 k m）の地域
 - 屋内避難又は他の地域への避難を直ちに指示。
 - イ その他の地域
 - 屋内避難又は他の地域への避難を指示。

(3) 武力攻撃原子力災害への対処関係

- モニタリングの実施，安定ヨウ素剤の予防服用，飲食物等の摂取制限については，県地域防災計画（原子力編）の例による。 更
- 被害の状況等に応じ，国の現地対策本部を代替施設（県庁等）に設置。 新

※ 更は記載を更新。

新は新規追加。